

会 議 録

会 議 名 北杜市国民健康保険運営協議会
開催日時 平成20年6月11日(水) 午前10時
開催場所 北杜市役所 西館会議室
出席者 委員15名 市長 事務局6名 計22名
委員：深澤昂、雨宮正次、田中あぐり、進藤初子、海野松雄、長坂茂
深澤昌仁、篠原眞清、中村隆一、平嶋文明、坂本保、清水金富
鈴木亀雄、日向征史、保坂悟
事務局：藤原保健福祉部長、清水市民福祉課長
国保年金担当板山、長坂、千野 高齢者医療担当伴野

議 題

- 1) 北杜市国民健康保険運営協議会会長の選出について
- 2) 平成19年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて
- 3) 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計予算について
- 4) 平成20年度国民健康保険税本算定について
- 5) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について

公開・非公開の別 公開

傍聴人の数 0名

審議内容

1. 開会のことば

(事務局)

- ・会議出席のお礼

2. 委嘱状交付

- ・市長が、平成20年3月31日で任期満了となった委員、被用者保険を代表する委員のうち人事異動による後任者計4名に委嘱状を交付(1名欠席)

3. 市長あいさつ

(市長)

- ・会議出席のお礼
- ・本日提案されている案件について紹介し、慎重な協議を依頼
- ・市の財政状況について説明

市長退席

4. 議事

- ・現時点で会長が不在のため、議事の1)で会長が決まるまで議長を事務局が務める。

- ・会議録署名委員を指名 1 番深沢昂委員、2 番雨宮正次委員、4 番田中あぐり委員の 3 名を指名
 - ・出席者数の報告 15 名 運営協議会規則第 5 条により 2 分の 1 以上の定足数に達していることから会議が成立することを報告
- 1) 北杜市国民健康保険運営協議会会長の選出について
- ・会長が任期切れのため会長選出が必要であり、国民健康保険法施行令について説明
 - ・選出方法について委員に諮る・・・事務局一任
 - ・事務局案として、引き続き清水会長に依頼したい旨を提案・・・異議なし
-
- ・清水会長が議長に就任
 - ・清水会長あいさつ

(議長)

- 2) 平成 19 年度北杜市国民健康保険特別会計決算見込みについて 事務局の説明を求めらる。

(事務局)

- ・資料にもとづき、歳入、歳出それぞれの内容を説明

歳入

- ・国庫支出金の増は、老人保健拠出金増額に伴う国庫負担金の増、保健事業の実施等による特別調整交付金分の増によるもの
- ・療養給付費交付金の増は、退職被保険者の振替に伴う交付金の増額によるもの
- ・県支出金の増は、共同事業拠出金の持出し分増加に伴う補填分が算定されたことによる特別調整交付金の増によるもの
- ・共同事業交付金の増は、平成 18 年 10 月から開始された保険財政共同安定化事業交付金が、平成 19 年度は 1 年分算定されたことによる増
- ・財産収入は基金の利子
- ・一般会計繰入金は法定どおり繰り入れたもの
- ・繰越金は平成 18 年度からの繰越金
- ・諸収入は第三者行為、返納金など
- ・市債は平成 14・15 年度調整交付金返還に伴う県からの借入金

歳出

- ・総務費の増は、後期高齢者医療制度開始に伴うシステム開発・改修経費の増によるもの
- ・保険給付費の増は、退職被保険者分の給付費が増加によるもの 出産育児一時金の平成 19 年度実績は 60 件、葬祭費の平成 19 年度実績は 427 件
- ・老人保健拠出金の増は、前々年度分(平成 17 年度)確定に伴う精算額の増加によるもの

るもの

- ・共同事業拠出金の増は、平成18年10月から開始された保険財政共同安定化事業拠出金が、平成19年度は1年分算定されたことによる増
- ・保健事業費の増は、保健事業の実施、特定健診実施計画策定経費増額による増
- ・基金積立金は基金利子分を積み立てたもの
- ・償還金は、療養給付費負担金平成18年度分精算金、平成14・15年度調整交付金返還分、保険税過年度分還付分
- ・繰出金は、病院関連の特別調整交付金を病院会計へ繰出したもの

(委員)

- ・保険税の滞納対策について、差押えなどの取り組みは行っているのか？

(事務局)

- ・税務課と連携しながら、給与の差押えや自動車のタイヤロックなどを実施している。

(委員)

- ・後期高齢者医療制度により、各医療保険者の財政的な負担が軽減されるものと理解しているが、北杜市の国保財政に対する影響は？財政的な負担が軽減されるのであれば、保険税の引き下げも可能であるのか？今後の見とおしについて説明願いたい。

(事務局)

- ・後期高齢者医療制度により、老人保健拠出金はあと数年残るにしろ金額は少なくなっていく。
- ・平成20年度からそれに替わって後期高齢者支援金ができる。
- ・平成20年度については、社会保険診療報酬支払基金から通知がきており、老人保健拠出金は2億2千万円ほど、後期高齢者支援金は6億7千万円ほどとなっている。
- ・合わせれば約9億円であるが、平成19年度の老人保健拠出金は9億3千万円ほど
- ・この部分を見ると、平成20年度については、財政的な効果がまだ現れていないと思われる。

(委員)

- ・平成20年度の状況は了解したが、平成20年度以降の見とおしは？

(事務局)

- ・平成20年度の制度改正は非常に大きいものであり、国保財政に与える影響について予測することは非常に困難である。
- ・平成19年度の決算を見ると、前年度と同程度の繰越金が見込まれることから、収支のバランスは良好な状態であると思われる。
- ・その中で、後期高齢者医療制度による財政的な効果があっつきりと現れてくれば、当然、保険税も引き下げられるのではないかと考えている。

(議長)

委員に意見を求めるが他に意見が無いことから、採決を求める。

議案2について異議なしということで、原案どおり決定する。

(議長)

3)平成20年度北杜市国民健康保険特別会計予算について 事務局の説明を求める

(事務局)

・資料にもとづき、歳入、歳出それぞれの内容を説明

歳入

- ・保険税の減は、後期高齢者医療制度開始に伴う被保険者減少によるもの
- ・国庫支出金・県支出金は特定健診に係る負担金等が新設された。
- ・療養給付費交付金の減は、退職被保険者数減少による減額
- ・前期高齢者交付金は前期高齢者(65～74歳)加入者数偏在による保険者間の負担の不均衡を調整するために交付される。
- ・基金繰入金は、制度改正の影響を考慮して計上
- ・一般会計繰入金の減は、被保険者数減少による減額

歳出

- ・保険給付費は、退職被保険者数の減少、一般被保険者数の増加、過去の給付費の推移等を勘案して算出 葬祭費の減は、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行するための減額
- ・後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度に対する支援金
- ・前期高齢者納付金は、前期高齢者(65～74歳)加入率が全国平均を下回る保険者が抛出する。当初予算では事務費を計上しているが、調整分として納付金の補正が必要となる見込み。
- ・保健事業費の増は、特定健康診査等に伴う健診の委託料による増額

(議長)

委員に意見を求めるが意見が無いことから、採決を求める。

議案3について異議なしということで、原案どおり決定する。

(議長)

4)平成20年度国民健康保険税本算定について 事務局の説明を求める。

(事務局)

- ・平成20年度から医療給付分、介護納付金分に加えて後期高齢者支援金分が新設
- ・これを単純に上乘せするのではなく、平成19年度の決算見込みが良好であることから、繰越金や基金を活用しながら現状と同程度に止めたい、ということの基本とした。
- ・後期高齢者医療制度開始による老人保健拠出金の減少はあるものの、新たに設けられた後期高齢者支援金の増加分があるため、平成20年度については国保財政に対する恩恵がそれほど現れていないように思われる。
- ・平成20年度の制度改正は非常に大きいものであり、国保財政に与える影響につ

いて予測することは非常に困難である。

- ・そこで、後期高齢者支援金分の税率は、現状の医療分の税率の範囲内で調整をするという考えをもとに試算を行った。
- ・支援分の試算では、後期高齢者支援金の約 1 / 2 を保険税で賄うものと想定し、目標調定額、構成割合を設定して試算
- ・その結果、所得割 1.5%、資産割 9%、均等割 7,200 円、平等割 6,000 円という数値が導き出された。
- ・資料 P 4 は、平成 1 9 年中の所得が 6 月に確定し、そのデータを使用して試算をした内容であるが、安全を見込んだ収納率をかけると本年度の予算額にほぼ達する。
- ・資料 P 5 は、平成 1 9 年度と平成 2 0 年度の税率等の比較表
- ・支援分と特定世帯により複雑になっている。
- ・平成 1 9 年度医療分の税率等を、平成 2 0 年度においては支援分と振り分けており、これにより実質的に据え置きとなっている。
- ・ただし、地方税法の改正により課税限度額が改められたため、限度超過世帯については最大 3 万円の増額になる。
- ・資料 P 6 は、県内他市の平成 2 0 年度の税率等の状況であるが、まだ検討中のところもある。
- ・資料 P 7 ~ P 1 1 は 5 つのケースを設定して、平成 1 9 年度と 2 0 年度の保険税の比較をした。
- ・ケース 1 は一般的なもので、ケース 2 は 7 割軽減世帯である。
- ・ケース 2 は 1 0 0 円未満切り捨ての関係で 1 0 0 円の違いはあるが、いずれも同額となる。
- ・ケース 3 は限度額超過世帯であるが、課税限度額が改められたため 3 万円の増額となっている。
- ・ケース 4 は特定世帯のもの
- ・参考として、後期高齢者医療制度へ移行した分の保険料も載せた。
- ・ケース 5 は特定世帯でかつ 7 割軽減世帯のもの
- ・資料 P 1 2 は、後期高齢者医療制度創設に伴う保険税の軽減措置等の内容
- ・国保加入世帯で、7 5 歳以上の方が国保から後期高齢者医療制度に移行し、7 5 歳未満の方が引き続き国保に残る場合は、5 割・2 割軽減を受けていた世帯については、5 年間制度改正前と同様の軽減が受けられ、また、単身世帯となる場合は、平等割が 5 年間半額となる。
- ・7 5 歳以上の方が会社の健康保険などから後期高齢者医療制度に移行し、その被扶養者が新たに国保に加入する場合は、2 年間、所得割・資産割は全額免除となり、7 割・5 割軽減該当を除き均等割・平等割が半額免除となる。

(委員)

- ・資料 P 3 平成 2 0 年度予算の後期高齢者支援金 608,520 千円と、資料 P 4 中本年度予算額 281,000 千円との関係は？

(事務局)

- ・後期高齢者支援金のうち、約半分国庫負担金等が交付される見込みであるので、保険税で賄う分は残り半分ということで、調定額を設定し予算額を計上した。

(委員)

- ・後期高齢者医療制度は低所得者ほど保険料の負担が低く、高所得者ほど保険料の負担が高くなるということが、当初からの国等の説明であった。
- ・最近行われた厚生労働者の調査における北杜市の状況は？

(事務局)

- ・調査票の結果は、低所得者ほど保険料の負担が低く、高所得者ほど保険料の負担が高くなるという結果であった。

(委員)

- ・報道によると、低所得者と高所得者の負担の変化について、当初からの国等の説明とは異なった結果となったということだが、北杜市は低所得者ほど保険料の負担が低く、高所得者ほど保険料の負担が高くなるという結果であったということか？

(事務局)

- ・北杜市については、そういう結果であった。

(委員)

- ・65歳以上の国保加入世帯の保険税については、年金から天引きされるということであるが、いつから実施されるのか？

(事務局)

- ・年金の天引きは4月から開始されている。
- ・全てが対象となるわけではなく、国保加入者の全てが65歳～74歳までの世帯、年金の支給額が18万円以上の被保険者が対象となり、また、従来から口座振替を利用して滞納がない世帯などは、天引きの対象から外している。
- ・国保の場合、天引きするか否かについては、市町村の裁量に任されている部分がある。

(議長)

委員に意見を求めるが他に意見が無いことから、採決を求める。
議案4について異議なしということで、原案どおり決定する。

(議長)

5) 北杜市国民健康保険税条例の一部改正について 事務局の説明を求める。

(事務局)

- ・資料にもとづき、条例の一部改正の内容を説明

- ・後期高齢者支援金等課税額の算定額基準等を定める。
- ・課税賦課限度額の改正等を行う。
- ・特定世帯に係る減額措置を定める。
- ・高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者の被扶養者であった者等に対する減免規定を定める。
- ・平成18年度及び平成19年度の課税特例を削除する。
- ・具体的な内容については、新旧対照表のとおり。
- ・先ほど説明した、平成20年度の税率等についても記載されている。

(委員)

- ・課税限度額は、全体的に見て平成19年度に比べて平成20年度は上がっているということか？

(事務局)

- ・資料P5の比較表で、課税限度額は、平成19年度は医療分・介護分合わせて65万円であるが、平成20年度は医療分・介護分・支援分合わせて68万円となっており、限度超過世帯については3万円の増額となっている。
- ・限度超過世帯数は、資料P4で257世帯となっている。

(委員)

- ・要望として、資料の新旧対照表を簡略化するなどもっと分かりやすくしていただきたい。

(議長)

- ・この資料は、議会へ提出する形式のものであろうかと思われるが、次回から、事務局では簡略化するなどもっと分かりやすい資料をお願いしたい。

(事務局)

- ・検討します。

(議長)

委員に意見を求めるが他に意見が無いことから、採決を求める。
議案5について異議なしということで、原案どおり決定する。

(議長)

6) その他 事務局及び委員に意見を求める。・・・意見なし。

議長が本日の案件が終了したことを述べて議事を閉じる。

5. 閉会のことば

(職務代理)

- ・活発な意見交換についてのお礼
- ・国保運営に対する運営協議会の役割は大きなものとなっている。

・今後の協力を依頼

閉会 午前 11時09分